

仕 様 書

1. 委託業務の名称

令和8年度用地交渉事務に関する技術者派遣業務委託

2. 目的

和泉市が実施する公共事業に必要な用地等の取得に関し、用地買収交渉の円滑かつ適正な遂行を図るため、高度な用地交渉技術と専門知識を有する派遣労働者を和泉市に派遣し、市職員の用地買収業務を補助し、もって市職員への技術移転・ノウハウ蓄積に資することを目的とする。

3. 派遣労働者の要件

派遣労働者は、個人情報の保護および機密保持の重要性を十分に理解し、適切に取り扱う知識と経験を有した上で、以下の各要件を満たす者をそれぞれ1名ずつ、計2名派遣するものとし、業務遂行に適する者とする。

派遣労働者Aの要件

公共用地の取得業務に関し、地権者との交渉業務について、15年以上の実務経験があり、公的機関において、管理監督的立場として困難事案の解決や部下の指導にあたった経験を有すること。

派遣労働者Bの要件

公共用地の取得業務に関し、地権者との交渉業務について、15年以上の実務経験があること。

4. 配属先

和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市 総務部総務管財室、都市デザイン部都市整備室

5. 派遣労働者の業務内容

用地買収業務

- ① 権利者調べ
- ② 現地立会・境界確定立会補助業務
- ③ 明示指令図・筆界確認図面等への押印受領業務
- ④ 税務署との事前協議(協議書作成含む)
- ⑤ 土地鑑定・支障物件・営業補償・借家人等調査の内容、手順等の説明・調査時の立会等の業務
- ⑥ 補償(物件・営業補償・借家人補償等)・土地鑑定結果等の説明
- ⑦ 補償内容等に不備があった場合の地権者とコンサル等との指示・調整業務
- ⑧ 用地交渉業務
- ⑨ 財産評価審査委員会への諮問書作成業務(承諾済案件から諮問)
- ⑩ 契約締結業務(契約書・登記承諾書等必要書類作成含む)
- ⑪ 物件移転・土地引渡しまでの状況管理業務
- ⑫ 収用証明書・買取証明書等発行業務
- ⑬ 代替地・移転先情報提供業務

- ⑭ 市職員への用地交渉に関する具体的な技術指導業務
- ⑮ その他用地買収業務に付随する業務

6. 業務期間及び派遣人数

- (1) 業務期間：令和8年7月1日から令和9年3月31日まで
就業日数については延べ141日を上限とする。なお、休業日については、発注者と受託者の間で協議の上、決定するものとする。
- (2) 派遣人数：2名

7. 就業日等

- (1) 就業日
月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日の内、4日
- (2) 休日
土曜日、日曜日、国民の祝日、シフトで定める日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
- (3) 就業時間
8時45分～17時15分まで（実働時間：7時間45分）
- (4) 休憩時間
12時00分～12時45分（休憩時間：45分）
- (5) 非常災害時等の勤務体制
災害時等により委託者側の勤務体制に変更が生じたときは、協議の上柔軟に対応するものとする。

8. 派遣労働者名簿等の提出

- 受託者は派遣労働者を決定後、業務開始3日前までに、次の項目を文書で委託者に提出するものとする。
- (1) 派遣労働者通知書(任意様式)
 - (2) 勤務割表(任意様式)
 - (3) 個人情報に関する誓約書(別紙様式)（※派遣労働者ごと）

9. 派遣料金

- (1) 派遣料金は、当該月に勤務した派遣労働者毎に、次の①及び②～⑤により算出した額の合計の合算額とする。なお、この額に消費税及び地方消費税を加算するものとし、円未満の端数が生じた場合はその額を切り捨てた額とする。
 - ① 派遣労働者1人につき、契約時間単価に当該月の勤務時間を乗じた額とし、1時間未満の端数のある場合は、その端数が30分以上の場合は1時間とみなし、30分未満の場合は切り捨てるものとする。ただし、この勤務時間には、派遣労働者の遅刻・欠勤等による不就労に係る時間分を含めないものとする。
 - ② 時間外勤務を行った場合は、契約時間単価に100分の125を乗じた額に当該月の時間外勤務時間を乗じた額とし、時間外勤務に1時間未満の端数のある場合は、その端数が30分以上の場合は1時間とみなし、30分未満の場合は切り捨てるものとする。

- ③ 深夜時間外勤務を行った場合は、契約時間単価に100分の150を乗じた額に当該月の深夜時間外勤務時間を乗じた額とし、深夜時間外勤務に1時間未満の端数のある場合は、その端数が30分以上の場合は1時間とみなし、30分未満の場合は切り捨てるものとする。
 - ④ 休日勤務を行った場合は、契約時間単価に100分の135を乗じた額に当該月の休日勤務時間を乗じた額とし、休日勤務に1時間未満の端数のある場合は、その端数が30分以上の場合は1時間とみなし、30分未満の場合は切り捨てるものとする。
 - ⑤ 休日深夜勤務を行った場合は契約時間単価に100分の160を乗じた額に当該月の深夜時間外勤務時間を乗じた額とし、休日深夜勤務に1時間未満の端数のある場合は、その端数が30分以上の場合は1時間とみなし、30分未満の場合は切り捨てるものとする。
- (2) 受託者は、毎月末に委託者の指定する職員による派遣労働者の勤務の確認を受け、当該月分の派遣料金を翌月に委託者へ請求するものとする。
 - (3) 委託者は、前号による適正な請求を受理したときは、その日から起算して30日以内に受託者に支払うものとする。
 - (4) 業務期間内での契約時間単価の変更は不可とする。

10. 派遣労働者の継続性の確保等

- (1) 受託者は、派遣労働者をむやみに交代させてはならない。
- (2) 派遣労働者が長期にわたる病気等により派遣労働者の人員に欠員が生じる場合、受託者は責任を持って交代要員の確保を図ること。なお、この場合における交代要員は、交代前の派遣労働者と同等の作業を行うことができる者とする。
- (3) 派遣労働者が業務の遂行に当たり、資格、能力、技術、経験等を満たさない等著しく不相当と認められる場合、委託者は、派遣労働者の交代を要請することができるものとする。

11. 秘密の保持及び個人情報の保護等

受託者及び派遣労働者は、市の行政情報及び市民の重要な個人情報等の取扱いについて、次の事項を遵守しなければならない。

- ① 業務の履行に当たり、関係法令等を遵守するとともに、善管注意義務を有し、業務で知り得た情報について、契約期間中はもとより契約期間終了後（契約解除を含む。）においても、他に漏らし、業務に関する資料を第三者のために転写し、閲覧させ、又は貸出し等一切の漏えい行為等をしてはならない。
- ② 受託者は、この業務の履行に当たり、個人情報の取扱いについては、「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ③ 受託者は、この業務における個人情報の取扱いに当たり、個人情報保護法及び和泉市個人情報保護条例が適用され、守秘義務違反に対しては罰則が定められている旨を、派遣労働者に周知し、その内容を委託者に書面（任意様式）で提出しなければならない。
- ④ 受託者は、この業務の履行に関する秘密の保持について、退職した派遣労働者に対しても、責任を負わなければならない。
- ⑤ 受託者は、業務上使用した資料等については委託者の指示に従い保管し又は廃棄の管理をしなければならない。

12. 派遣労働者の研修等

受託者は、本業務の円滑な遂行に当たり、派遣労働者の適切な人選と関係法令に関する必要な知識、個人情報保護に関する適切な取扱いに必要な研修を実施するものとする。

13. 権利義務の譲渡等

受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

14. 損害賠償

業務従事者の責めに帰すべき事項によって市に損害を与えたときは、その損額を賠償すること。

15. 暴力団等の排除

受託者及び和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第1号。以下「暴力団排除条例」という。）第7条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を、受託者がとりまとめて委託者に提出しなければならない。ただし、受託者及び下請負人等が入札参加資格審査申請時に暴力団排除に関する誓約書を既に提出している場合はこの限りでない。

16. 契約の解除

委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- ① 正当な理由がなく、契約業務の着手すべき時期を過ぎてもその業務に着手しないとき。
- ② 契約に関して、受託者又は派遣労働者に不正又は不当な行為があったとき。
- ③ 業務履行上の過失、不手際が度重なったとき。
- ④ 契約の履行に当たり、委託者の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。
- ⑤ ①～④に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- ⑥ 受託者が、委託者の正当な理由がない契約違反により、その業務を完了することが不可能となったときの契約の解除以外に、契約の解除を申し出たとき。
- ⑦ 受託者について、破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続き開始の申立てがあったとき、又はこれと同視しうる経営危機に陥ったと認められるとき。
- ⑧ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条第1項若しくは第2項、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令を受けたとき。
- ⑨ 独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令を受けたとき。
- ⑩ 刑法第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき。
- ⑪ 暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、受託者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるとき。

- ⑫ 暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合で、受託者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否したとき。

17. その他

- (1) 受託者は、業務の履行に関し事故等を発見した場合、迅速かつ適切に対応するとともに、直ちに委託者に報告しなければならない。
- (2) 業務終了後は機器や関係書類の点検整備、周辺の整理整頓及び安全確認等を行うこと。
- (3) 派遣労働者は、業務遂行に適した服装とし、身分証明書又はこれに準ずるものを常時携帯すること。
- (4) 本使用書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、双方協議のうえ定めるものとする。